

事業名	交通安全対策会議費	財務コード (事業)	121001
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	交通安全対策会議費
------	-----------

担当部課室	リニア交通 局 交通政策 課 交通安全 担当 (内線)	1961
-------	-----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 S45 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 県民	その対象をどのような状態にして 交通事故件数や死者数が減少している	結果、何に結びつけるのか 交通事故のない社会の実現
	事業概要: 交通安全対策基本法第16条により、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、施策の実施を推進するため、都道府県に「都道府県交通安全対策会議」を設置するとともに、同法第25条により、五ヶ年間の「都道府県交通安全計画」を策定する。また、毎年度の「都道府県交通安全実施計画」を策定し、これらの規定に基づいた事業を実施する。 計画策定: 県交通安全計画(5年ごと) 現在は第9次山梨県交通安全計画(H23~H27年度)の期間中 県交通安全実施計画(毎年) 会議構成: 委員30名(知事、指定地方行政機関7名、県教育長、警察本部長、知事部局部長5名、市町村長8名、消防署長2名、交通団体5名) 幹事35名(委員の所属課長等) 会議等: 平成24年度 山梨県交通安全対策会議の開催 県内における交通安全に関する施策を審議し、「平成24年度山梨県交通安全実施計画」の策定を行った。		
事業の内容主に 24年度			
根拠法令等	交通安全対策基本法(第16条・第25条)		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 交通安全対策会議 の開催	1回	1回	1回	1回	1回	活動指標 目標設定の考え方 陸上交通の安全に関する総合的な 施策の企画に関して審議し、その施 策の実施を推進する。 データの出典等 ・交通安全対策基本法
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %			
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		%			
決算額、予算額 (千円) うち一財額	78		8	194	238	成果指標によらない成果 交通安全対策基本法に基づく計画によ り、実効性のある対策が重点的かつ計画的 に実施されることで、平成22年に発生 した交通事故件数(6,283人)に対して、平 成23年は(5,950人 5.3%)、平成24年は (6,015人 4.3%)、また、平成22年の死者 数(49人)に対して、平成23年は(39人 20.4%)、平成24年は(40人 18.4%)と、全 体的には減少傾向にある。
所要時間(直接分)	160 時間		160 時間	160 時間	160 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	160 時間		160 時間	160 時間	160 時間	
人件費(1人1単位:千円 (@2,050円×所要時間))	328		328	328	328	

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
	b	交通安全対策基本法に基づく計画により、実効性のある対策が重点的かつ計画的に実施されることで、平成22年に発生した交通事故件数(6,283人)に対して、平成23年は(5,950人 5.3%)、平成24年は(6,015人 4.3%)、また、平成22年の死者数(49人)に対して、平成23年は(39人 20.4%)、平成24年は(40人 18.4%)と、全体的には減少傾向にあり、意図した成果をほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。